

詔書

本日、帝國憲法を全面的に改正し、人類普遍の原理に基く日本國憲法を公布せしめた。朕は、この憲法によつて、民主主義に徹した平和國家を建設する基礎が定まるに至つたことを深くよろこぶ。

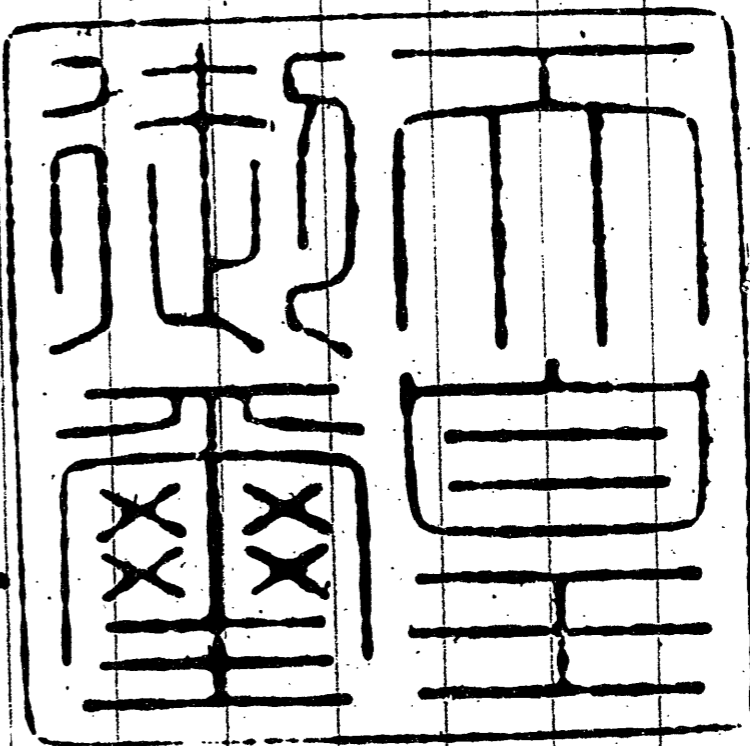
ここに、朕は、政府に命じて、恩赦を行はしめることとした。全國民は、みな、その趣意を理解して、事に當ることを望む。

内

閣

總理各國務大臣

裕仁



昭和二十一年十一月三日

內閣總理大臣兼
外務大臣
國務大臣
幣原喜重郎

吉田 茂

司法大臣

木村篤太郎

內務大臣

大村清一

文部大臣

田中耕太郎

農林大臣

和田博雄

國務大臣

高岩隆夫

遞信大臣

一松定吉

商工大臣

星野重二

厚生大臣

河合良一

國務大臣

植原悦二郎

運輸大臣

平尾幸次郎

總理各國務大臣

詔書

大藏大臣	石橋湛山
國務大臣	金澤徳次郎
國務大臣	桂之助